



Vol.65
平成26年9月

佐倉そめい野緑地ニュース

発行人 佐倉染井野緑地協定運営委員会

平成26年度第二回の緑地ニュース(Vol.65)をお届けします

今回のニュース内容は次の通りです。

1. 平成26年度樹木管理講習会のお知らせ
2. 住まいのまちなみコンクール総会の報告
3. 運営委員会各班からの報告
 - ① 共同管理班
 - ② 総務班
 - ③ 会計班
 - ④ 広報班
4. ホームページについて～プロジェクトの立ち上げ、アンケートの実施～
5. 今年度の検討課題について
 - ① 緑地と建築の一体運営
 - ② 「住まいのまちなみ賞」受賞賞金の有効活用
 - ③ 緑化維持基金からの補助
 - ④ 公共緑地の住民参加型の維持保全活動
6. 緑地ニュースと建築ニュースの統合について

1. 平成26年度樹木管理講習会のお知らせ

今年も樹木管理講習会を【志津ガーデン 様】【林農社 様】のご協力を頂き、下記の通り開催致します。
本年度は趣向を変えて、実際の庭木も使用して実技、講習して頂きます。

『目隠しとしたいのでばっさり切りたくないけど、虫も付かないようにしたい』

『添え木をしたい／痛んだ添え木を補修したい』

『土が固くなってきてしまった』など、皆さんが手入れされる際の疑問・問題などの対処方法についてよりイメージが沸きやすい講習会になると思います。ぜひ奮ってご参加下さい。

■日 時：10月19日(日) 10:00～11:30 ※雨天の場合は10月26日(日)へ延期
(10時過ぎに対象樹木まで移動しますので、遅れないようにお願いします。)

■場 所：えのき公園集合後、対象樹木場所(えのき公園北側緑道)へ移動

■講 師：志津ガーデン、林農社の方々

■講習内容：

- ・ 樹木の剪定・刈込みの説明及び実技
- ・ 添え木補修の実技
- ・ 肥料の仕込みと施肥の仕方の説明及び実技
- ・ 薬剤散布、薬の効果などの説明
- ・ 植栽に関しての疑問点などの相談（お気軽にご参加下さい！）

2. 住まいのまちなみコンクール総会の報告

6月20日、品川プリンスホテルにおいて、「第9回住まいのまちなみコンクール表彰式」及び「第6回すまいのまちなみネットワーク総会」が開催され、当委員会から3名（松本会長・印南副会長・会田前年度監事）が参加しました。今回の受賞は5団体で、トータルで45団体となりました。講演会では「住民と大学研究者がコラボしたまちづくり活動」の事例発表が5団体あり、住民と大学が連携したまちづくり活動に大変興味をもちました。

その後、懇親会にうつり、受賞団体の方々と交流を深めてまいりました。なお、当委員会は、昨年「第8回住まいのまちなみコンクール」で表彰を受けており、審査委員長の藤本氏から次のような講評を受けておりますので紹介します。「佐倉染井野緑地協定委員会は、その名の通り緑を軸にした活動を展開しています。生みの親が、当初からまちなみを重視した開発をしてきたことで、育ての親も触発されたのでしょう。会員の植栽に対する意識向上を目的にした「佐倉そめい野緑地ニュース」を年4回程度発行したり、樹木管理に関する講習会を年1回開催しています。」



3. 運営委員会各班からの報告

① 共同管理班

▶ シンボルツリー・生垣・セットバックの樹種変更・植替え補助金の申請について

平成26年度4月～8月までの申請状況（作業中を含む）をお知らせします。

【申請件数】・・・1件

《内容》

樹種：リョウブ→ハナミズキ

状況：2年ほど前から葉が付かなくなった。手を加えたが改善せず、枯れ木となった。

*お願い

植替え申請手続きは、お早めをお願いします。申請書提出後補助金の振り込みまで約2か月かかり

ます。

▶ 共同管理の部分の林農社、志津ガーデンとの剪定・刈込・薬剤散布について

《現地点での実績》

・剪定・刈込：5月12日～24日、6月16日～7月19日

・薬剤散布：5月26日～27日、7月22日～23日

《今後の予定》

・剪定・刈込：10月6日～18日、11月17日～12月6日、3月2日～14日

・薬剤散布：9月24日～25日

② 総務班

役員会議事録の作成、会員リストの修正、管理を行っています。

▶ 建築協定との一体運営に資するため緑地と建築双方の会員リストを合体し一覧性を持たせました。

▶ 新築や既存住宅の取得による転入者を訪問し、緑地協定の説明を原則建築協定の説明と一緒に行ってきました。8月末までに新築6軒、買い替え4軒ありました。

▶ ホームページ制作契約を、湯川弁護士の指導を得て作成し締結しました。

③ 会計班

会計班では年会費の納入確認、共同管理作業委託先業者への支払、事務諸経費の管理と払い出しなどを担当しています。

▶ 緑化維持管理費(年会費)は、3月31日までに翌年度分を納入する規約になっています。口座振替の場合は、3月初(3/5)に登録された振替口座から引き落とされますが、インフォメーションプラザでの現金支払いや、口座振込み(手数料は会員側負担)をされている会員は、3月末までに翌年度の支払いを実施していただくようお願い致します。(現時点で未納の方は、速やかに支払いを頂きますようお願い致します)

▶ 口座振替に登録頂いている会員の中で、登録口座の残金不足や、登録口座が廃止されている等の理由で振替ができないケースが何件か発生しており、余分な手数料負担となっています。振替日(3/5)前の残高の確認、振替口座の変更手続きをお願い致します。

▶ 転出される場合は、ブロック役員へご連絡頂き、「佐倉染井野緑地協定 転出入報告書」の提出をお願い致します。年会費の口座振替に関して、自動引き落とし解除の手続きを怠ると、転出後でも翌年3月初に年会費が引き落とされてしまうので、ご注意ください。

▶ 緑地・建築両協定会費の同時徴収のお願いを各戸配布致しますので、9月末までにご回答を宜しくお願い致します。

④ 広報班

緑地ニュースの発行については、本年度も例年どおり、年4回の発行を予定しております。第1回(Vol64)は6月に発行し、本号が第2回(Vol 65)になります。今後は、12月及び2月に発行の予定です。また、緑地協定運営委員会のホームページに、過去分(平成23年6月_VOL52以降)を掲載いたしました。次号(12月発行分)より、『佐倉そめい野 緑地・建築ニュース』としての発行を予定しております。

4. ホームページについて ～プロジェクトの立ち上げ、アンケートの実施～

10月中旬、ホームページに関して会員の皆さまからご意見・ご要望をいただきたくアンケート調査を実施致します。

ホームページ(以下、HPと表記します。)問題の根幹は、HPの開設や運用が緑地協定運営委員会の設置目的に合致しているかにあると言えます。緑地協定の目的は「住宅地としての良好な環境の形成及び維持増進を図ること」で、運営委員会の目的は「植栽帯を住民が共同で管理することにより良好な住環境を創り、もって住民共通の利益を増進すること」です。

現在の緑地協定運営委員会のHPは、運営委員会が制作したものです。その目的は、①新規入居者への緑地協定や運営委員会規約の事前周知によるトラブル防止、②運営委員会活動への理解、③運営委員会役員活動の効率化でした。染井野への新規転入者の方の中には緑地協定(建築協定も含めて)への理解不足があったり、運営委員会役員が1年交代であるために活動の知識やノウハウが蓄積されないことなどから、運営委員会役員会が、HPの開設・運営は運営委員会の目的に合致していると判断したのも首肯できます。ただ、HPの開設や目的、情報の内容について、会員の皆さまへの説明やご意見ご要望をお尋ねするなどコミュニケーションが不足していた感は否めません。

そこで、緑地協定及び建築協定双方の運営委員会が一体となった運営が開始されたこと、緑地・建築ニュース他の配布物の回覧板方式が検討中であること、会員の皆さまへのより多くの情報の提供の手段としての活用、やり方次第では比較的安価な運用コストが可能など、HPを考えるうえでの前提や環境の変化を踏まえて、HPのあり方や目的、情報の内容について、会員の皆さまからご意見をいただきたく、10月中旬にアンケート調査を実施いたしますので、なにとぞご協力をよろしくお願い申し上げます。

5. 今年度の検討課題について

① 緑地と建築の一体運営

染井野の景観維持のために、緑地協定と建築協定は車の両輪の如く、その必要性については異論のない所と存じますが、過去20余年の歴史の中で、両協定の運営という面からみると、まったく違った道を歩んできました。

緑地は当初から運営委員会を設け、剪定や薬剤散布など植栽の維持管理に努めてきました。一方、建築は運営委員会を設けず、長年にわたり大林組主導による一人協定の状況が続いてきました。協定更新を機に、昨年7月に運営委員会が設立され、新たに発足した建築委員は、緑地委員の兼務者と有志委員で構成され、新規委員の増員は図られませんでした。これは町内会を含め当番制の役員がすでに約50名いて、これ以上の住民への負荷増大を防ぐためでした。月例の委員会はそれぞれ個別に開かれているが、本来密接に係り合わなければいけない緑地と建築の間に微妙な意識のずれが生じ、また業務の効率化の面でも阻害要因になり、委員の負荷増大につながっています。委員の高齢化に備え、負荷軽減即ち業務の効率化は避けて通れません。両運営委員会の一体運営については、まずは出来るところから始め、規約の改正等総会決議事項については試行期間を経て内容を吟味してまいります。

検討項目および進捗状況を下記します。

1. 新入居者への説明

緑地と建築の委員が一緒に行き説明する。(5月より実施済)

2. 緑地ニュース・建築ニュースの統合

まずは発行のタイミングを合わせ同時配布とする。(9月より実施予定)

次に『佐倉そめい野 緑地・建築ニュース』と両ニュースを一本化し、共通事項、緑地関連、建築関連をそれぞれ掲載する。(12月より実施予定)

3. 月例委員会の一本化

現在、月例会は午前緑地、午後建築となっているがこれを一緒に午前中に行う。(一部緑地、二部建築とし委員は全員両方の会議に出席する。)

これにより両運営委員会の意思疎通を図る。(9月より試行)

また緑地と建築の両方に加入の委員は有志会員も含め、現在の一部の委員ではなく全員両方兼務とする。(検討課題)

4. 会費の同時徴収(緑地・建築両方加入の会員対象)

緑地は主として口座引き落とし、建築は個別徴収であるが、緑地会費と同時に建築会費も徴収する。(来年3月徴収を目標)

5. 配布物(主としてニュース)の回覧方式検討。

② 「住まいのまちなみ賞」受賞賞金の有効活用

平成 24 年度に住宅生産振興財団主催の「住まいのまちなみコンクール」で受賞した「住まいのまちなみ賞」の賞金は、維持管理活動推進のための調査検討経費として、平成 25 年度から平成 27 年度までの3年間に各 50 万円交付されますが、これまでに全戸配布しました「住まいの手引書～良好な住宅環境を守り、育むため～」に 250,000 円と「ホームページ作成料」に 231,000 円を支出しました。今後は、染井野の計画時に街づくりのコンセプトや景観デザインを考えられた専門家の方に、S1 地区のスタートから 20 有余年たった現状を見ていただき、現在の街並みの問題点と将来に向けた展望をレポートしていただき、そのレポートに基づく住民説明会を開催する予定です。またその他に、ホームページの運用等の費用や剪定・施肥・薬剤の効果的な実施方法を学ぶ樹木管理講習会開催の費用など、街並みの維持管理活動に有効活用する予定です。

③ 緑化維持基金からの補助

▶ 平成 26 年度4月～8月までの植替え申請実績は1件となっております。

※内容については、共同管理班からの報告になります。

▶ 緑化維持基金からの補助は共同管理部分の生垣、シンボルツリー、並びに道路境界から 50cm の範囲の低木及び地被類等に枯れが生じ、植替えが必要になった場合に対象となります。

④ 公共緑地の住民参加型の維持保全活動

▶ 緑道や公園など公共緑地の維持管理は佐倉市役所、公園緑地課が主体となって実施しています。

※6月2日・・・公園緑地課を訪問し、市の本年度の公共緑地の維持管理計画をヒアリング確認

▶ 公共緑地の樹木等に関わる住民の要望、苦情等は、行政との窓口の中心である各町内会が、市公園緑地課と連携して対処することになっています。従って街並みの景観を阻害する枯れ木や風雪による折れ枝の処理、緑道のウバメガシ等の剪定の要望については、町内会を窓口として要請することになります。

▶ 住民参加型の活動についても、既に町内会には一斉清掃があり、更なる活動については町内会と連携して進める事が必要であり、緑地協定運営委員会と町内会との連携体制の確立が、今後の課題と考えます。

▶ なお、本年度は、緑道や公園などを定期的にパトロールして実態の把握に努めています。

※1回目…5月、2回目…7月、引き続き実施予定

6. **緑地ニュースと建築ニュースの統合について**

いままで個別に発行してきました緑地ニュースと建築ニュースを、次号から統合し『佐倉そめい野 緑地・建築ニュース』として発行を予定しております。緑地関連、建築関連および共通事項のニュースを皆様にお知らせいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上